

補助金調書

| | | | | | | |
|---|---|--|----------------------------|--------------|-----------------------------------|--|
| 補助金名 | アミカス市民グループ活動支援事業補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 市民局男女共同参画部事業推進課 (TEL 526-3755) | |
| 交付先 | 団体 | 男女共同参画推進活動団体 | | 区分 | その他の補助金 | |
| 交付先決定方法 | 公募 | (公募の場合) 公募時期 | 4月1日～5月31日(平成28年度は5月30日まで) | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 福岡市内を中心に活動する、男女共同参画の推進に資する活動をしている団体 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | | |
| 補助開始年度 | 平成17 | 年度 | 経過年数 | 12 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的…男女共同参画の推進を自らの課題ととらえ自主的に活動する市民グループを支援するため。 ・補助対象事業…アミカス市民グループ活動支援事業(イベント部門) | | | | | |
| 補助金の終期 | 平成28 | 年度 | 延長回数 | 0 | 回 | |
| 終期を延長する理由 | | | | | | |
| 交付対象経費及び補助金の算定方法等 | 定率 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費の80%以下で20万円または30万円を上限とする。 | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | | |
| | 件 | 9 件 | 10 件 | 13 件 | | |
| | 1,250 千円 | 1,065 千円 | 966 千円 | | 1,169 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 地域における男女共同参画推進、デートDV、マタハラ、シングルマザー支援等をテーマとした講演会やシンポジウム等。 | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 市民グループによる多種多様な事業の実施により市の事業を補完するとともに、幅広く市民に男女共同参画の認識を深めることにより、男女共同参画社会の実現を促進している。また、自主的な事業の企画・実施による市民グループの資質向上が図られている。 | | | | | |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。